

別添

令和7年度災害対応車両（トイレカー）維持管理委託業務仕様書

1 目的

災害時の迅速な対応を可能とすることを目的として、車両の保管、日常点検、定期運行等の車両管理及び車両の整備・維持の業務（以下「本業務」という。）を行う。

2 対象車両及び業務期間

(1) 対象車両一覧

対象車両は、次のとおりとする。

ア 車種

スズキ キャリイ

イ 寸法

全長：3,640mm

全幅：1,670mm

全高：2,750mm

(2) 業務期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 業務内容

本業務の業務内容について以下に示す。詳細は参考資料を参照のこと。

(1) 車両保管

トイレカーを、鳥取市内、倉吉市内及び米子市内に各1台ずつ保管すること。また、発注者が調達する夏用又は冬用タイヤの保管を行うこと。

車両は屋根付車庫内に保管することとし、適切な保管に努めること。

(2) 車両点検

車両の車検に係る点検及び手続きを行うこと。車検に係る法定費用（重量税及び検査手数料）については、受注者において検査機関に対して支払うものとする。なお、車検に必要な自動車損害賠償保険については、発注者が別途手続きを行うため、見積金額には含めないこと。

(3) 車両運行

各車両について、月1回30分程度走行し、車両に異常が無いことを確認すること。車両運行に当たっては、運行前の日常点検並びに運行後の外観点検を実施し、結果等を記載した運行記録（任意様式）を報告書に添付すること。

走行中に異常が認められた場合には、異常の原因を調査して、発注者の承諾を得た上で、修理等により適切に対処すること。受注者の責任により修理等を要した際は、受注者が費用の負担をすること。

(4) 車両維持

以下のことを実施し、消耗品等の交換、車検等の整備履歴を一覧表にして報告書に添付すること。

ア タイヤ交換

(ア) 各車両について年2回、タイヤ交換（夏タイヤ⇔冬タイヤ）を行うこと。

(イ) 定期点検及び定期運行時に、パンク等が発生した場合にはタイヤ交換を行うこと。なお、交換等に要した費用は、発注者の負担とする。

イ 消耗品等の交換

(ア) 車両運行に必要な消耗品等（オイル、バッテリー等）の購入・交換を行うこと。

(イ) 消耗品の交換時期についてはメーカー推奨を準拠すること。なお、交換等に要した費用は、発注者の負担とする。

ウ 給油

定期点検、定期運行等において、燃料タンク容量の半分を下回らないよう、必要に応じて車両に給油を行うこと。なお、給油代金は、発注者の負担とする。

エ 洗車

車両に汚れが目立つ場合は、適宜洗車を行うこと。

オ 動作確認

トイレ部分について、年2回程度トイレの水を流す等、異常がないことを確認すること。

(5) 緊急時等運行

車両の派遣が必要な場合には、車両保管場所から発注者の指示する場所まで、迅速な車両運行を行うこと。その際、(3)の車両運行と同様の運行記録を報告書に添付し、費用の請求は、10分単位（10分未満については切り捨てる。）で行うこと。

(6) 体制整備

受注者は、本業務履行に必要な体制を整備すること。

4 調査等

発注者は、必要があると認めるときは、本業務の処理状況について調査し、受注者に対して報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

5 完了報告及び検査

受注者は、本業務を完了したときは、完了の日から10日以内に別紙1「委託業務実施報告書」を提出し、発注者の検査を受けるものとする。

なお、委託業務実施報告書には、下記資料を添付し提出するものとする。

(1) 車両運行記録（運転者、車両点検結果、実施時間、走行距離等を記載）

(2) 車両別整備記録（実施内容、金額等を記載）

(3) 法定点検に係る資料（実施内容、金額等を記載）

(4) 車検に係る法定費用（重量税及び検査手数料）の領収書

(5) 給油明細（種類、数量、金額等を記載）

(6) 消耗品等の購入・交換に係る資料（購入した消耗品、金額等を記載）

6 委託料の支払

受注者は、5の完了報告が適正と認められた後、速やかに委託料の請求書を発注者へ提出するものとする。

その際の請求金額は、3に示す業務毎の単価に、実績の時間、回数又は月数を乗じて得た金額の合計金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その

端数を切り捨てるものとする。)とする。

7 仕様書遵守に要する経費

この仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

8 注意事項

- (1) 受注者は、道路交通法を遵守し、交通事故等には十分に注意するものとする。
- (2) 受注者は、車両の修理、消耗品等の購入・交換を行う場合は、発注者の承諾を得た上で、実施するものとする。

9 自動車保険

- (1) 発注者は、自動車損害賠償責任保険（強制保険）に加入している。また、自動車保険（任意保険）にも以下の条件で加入している。
 - ア 対人保険金額 2,000万円
 - イ 対物保険金額 100万円（免責金額3万円）
 - ウ 運転者制限 なし（自動車取扱業者（自動車修理業、駐車業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者）は除く）
- (2) 本業務履行に当たり、自動車保険（任意保険）の加入が必要な場合は、(1)の条件を基準に受注者の負担において加入すること。
- (3) 受注者は、自動車保険（任意保険）の加入の有無を発注者に連絡すること。
- (4) 受注者の責任による事故の損害については、受注者は誠実に当該損害を賠償しなければならない。
- (5) 発注者は、受注者の責任によって発注者が加入する自動車保険（任意保険）を使用し等級が下がった場合、事故以前の等級に戻るまでの間、事故以前の等級の保険料との差額分を受注者に請求するとともに、免責金額についても併せて請求するものとする。

10 車両又は車両に掲載する機器に係る損害請求

発注者は、受注者の責任により、車両又はトイレ部分が使用できなくなった場合、代替措置を講じるために要した実費用について受注者に請求するものとする。

11 その他

- (1) 受注者は、以下の内容を記載した業務計画書を契約締結後速やかに提出し、発注者の承認を得ること。
 - ア 業務内容とその時期
 - イ 業務実施の体制
 - ウ 連絡先一覧
 - エ その他必要事項
- (2) 車両等を損傷させた場合、速やかに発注者に報告すること。
- (3) 車両維持に係る修理、消耗品、給油等の費用については、発注者の負担とし、実績額を請

求すること。

- (4) この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めること。

(参考資料)

災害対応車両（トイレカー）維持管理委託業務料算出内訳

(1) 車両保管費

名称	摘要	予定数量	単位	備考
車両保管	トイレカー3台	36	月	12か月分×3台

(2) 車両点検費

名称	摘要	予定数量	単位	備考
車検	トイレカー3台	3	回	1回×3台

(3) 車両運行費

名称	摘要	予定数量	単位	備考
車両運行	トイレカー3台	36	回	1回/月×12か月×3台 ・1回あたり30分の走行

(4) 車両維持費

名称	摘要	予定数量	単位	備考
タイヤ交換	トイレカー3台	6	回	年2回×3台

(5) 緊急時運行費

災害時の派遣に伴う緊急時運行について、実績の時間数を乗じた金額を支払うもの。

名称	摘要	予定数量	単位	備考
緊急時運行	トイレカー3台	18	時間	年6回×3台、合計18時間程度

(6) 体制整備費

名称	摘要	予定数量	単位	備考
体制整備	トイレカー3台	36	月	12か月分×3台

別紙1

委託業務実施報告書

鳥取県知事 平井 伸治 様

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

1 実績額 円(うち消費税及び地方消費税の額 円)
※内訳を添付すること

2 車両の保管

保管車両	台数	車両登録番号	保管期間
トイレカー	1		令和 年 月 日～
			令和 年 月 日
	1		令和 年 月 日～
			令和 年 月 日
	1		令和 年 月 日～
			令和 年 月 日
保管場所			保管条件

3 添付資料(任意様式)

- 車両運行記録
- 車両別整備記録
- 法定点検に係る資料
- 給油明細
- 消耗品等の購入・交換に係る資料